

特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A

以下のQ&Aは、特定健康診査・特定保健指導において第3期までにお示した既存のQ&Aを第4期の運用に合わせて修正・再編集したものであり、運用変更等で第4期の運用に合わないQ&Aは削除しています。

第4期特定健康診査・特定保健指導を実施する際は、以下のQ&Aを参照してください。

5. 補助金について

【詳細な健診の項目について】

問1 詳細な健診の項目について、国の基準を超えて幅広い検査項目を実施することは可能か。また、国の基準を超えて詳細な健診を幅広く実施した場合、補助金の対象となるのか。

(答) 特定健診において、医師の判断により受診しなければならない詳細な健診の項目である4項目（貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査）を国の基準を超えて幅広い対象者に実施しても差し支えない。また、4項目以外の検査を各保険者の判断において実施することを妨げるものではない。

ただし、いずれの場合も国の基準を超えた部分は保険者が独自に実施した健診となるため、補助対象外となる（補助金の対象となるのは、法令上特定健診の実施に要する費用である。）。

問2 詳細な健診の項目について、実施基準に該当しない場合でも補助金の対象となるのか。

(答) 詳細な健診の項目は、実施基準に該当した者のうち医師が必要と認めたときに行う項目であるため、基準外での実施は保険者の独自事業の位置づけとなることから、補助金の対象とならない。

問3 詳細な健診の項目は全て実施しないと補助金の対象にならないのか。

(答) 「貧血検査」、「心電図検査」、「眼底検査」及び「血清クレアチニン検査」のいずれか1項目でも行った場合は、補助金の対象となる。

【他の健診（検診）との関係について】

問4 人間ドックや市民一般健診は他法優先の健診に当たらないという解釈を前提とし、市町村と郡市医師会が特定健診ではなく人間ドックや市民一般健診の委託契約を結び、市町村国保が特定健診に相当する健診結果を入手した場合、補助金の対象となるか。

（答） 市町村衛生部門等が実施する健診は、特定健診に該当しないため、補助金の対象とならない。なお、保険者が負担した費用については、補助金の対象となる。

問5 特定健診を人間ドック等により実施し、併せて特定健診以外の検査項目も同時に実施した場合、補助金の対象となるのか。

（答） 特定健診と人間ドック等に要した費用を実施機関との契約書・請求書等により明確に分けた場合は、特定健診の検査項目の実施に要した費用のみ補助金の対象となる。

【他法令との関係について】

問6 加入者の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく健診結果を受領したが、欠損項目があり、保険者においてその項目を追加実施した場合、補助金の対象となるのか。

（答） 欠損項目を保険者において追加実施する場合は、その者が労働安全衛生法等その他の法令に基づく健診を受けることができる者である場合は、補助金の対象とならない（当該経費は当該法令に基づく健診の実施義務者が負担するものであるため）。

問7 労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けることができる者に対し、保険者が健診を実施した場合でも補助金の対象となるのか。

（答） 労働安全衛生法その他の法令に基づく健康診断を受けた者又は受けることができる者については補助金の対象とならない。

【実績評価について】

問 8 特定保健指導において、度重なる呼びかけにもかかわらず、利用者から返答がないため実績評価が実施できず、確認回数を記録して打ち切った場合でも補助金の対象となるのか。

(答) 動機付け支援の場合は、初回面接の終了まで補助金の対象となる。積極的支援の場合は、継続的支援の終了まで補助金の対象となる。

【実績報告について】

問 9 特定保健指導において、動機付け支援の対象者に積極的支援と同様の支援を実施した場合、積極的支援の基準単価に基づく補助金が交付されるのか。

また、実績報告については、どのように取扱えば良いか。

(答) 動機付け支援の基準単価に基づく補助金が交付される。

実績報告についても、動機付け支援対象者として報告すること。

【その他】

問 10 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 1 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年厚生労働省告示第 3 号）の各号に該当する者に特定健診を実施した場合にも、補助金の対象となるのか。

(答) 特定健診の実施前に除外対象者であることが明らかであるにもかかわらず特定健診を実施した場合は、補助金の対象とならないが、特定健診受診者が後に除外対象者と判明した場合は、既に実施した特定健診その実施費用については補助金の対象となる。

問 11 本人の同意のもと、かかりつけ医で検査した結果を特定健診として活用する場合、診療の一環として実施した検査項目は、診療報酬や患者の自己負担として支払われ、それ以外の検査項目については、特定健診として保険者が支払うのか。また、不足している検査項目の検査にかかる費用については、補助金の対象となるか。

(答) 貴見のとおり。

問 12 市町村において、特定健診と一般衛生部門における健診を一つの契約で実施することは可能か。

また、仮に一つの契約とした場合、補助金の対象となるのか。

(答) 国保は国民健康保険特別会計、衛生は一般会計と、それぞれ会計が異なり、透明性を確保するために区分経理していることから、契約を明確に分けておくことが望ましい。仮に一つの契約とした場合には、検査項目のうち、どの検査項目が、特定健診に係るものであり、どの検査項目が一般衛生部門における健診に係るものなのかを明示し、それぞれの費用負担を明確化した場合に限って、特定健診に関する項目について補助金の交付の対象となる。

問 13 特定保健指導の実績評価時に血液検査等を実施した場合、補助金の対象になるのか。

(答) 特定保健指導の評価時を含め、保険者の判断で行った検査の費用については、補助金の対象とはならない。

問 14 特定健診等の実施機関への支払いについて、年度をまたがる月遅れ分については、翌年度に月遅れ請求分として支払ったうえで、補助金交付申請を次年度分として申請することは可能か。(例えば3月30日に受診して、5月に請求があった健診費用の支払いは次年度分として処理してよろしいか。)

(答) 特定健診の補助金については、実施年度ではなく、健診の精算年度において補助する。特定保健指導についても同様。(例えば、初回面接の支払をn年度に行い、実績評価の支払をn+1年度に行った場合は、初回面接はn年度、実績評価はn+1年度において補助する。)

問 15 特定保健指導開始時に74歳であった者が支援期間中に75歳に達した場合、75歳に達した日以後の特定保健指導は補助金の対象となるのか。

(答) 75歳に達した日以後に実施した特定保健指導は、補助金の対象とならない。

問 16 特定健康診査・保健指導国庫負担金（補助金）取扱要領にある「特定健康診査等の実施に要する費用」とは、特定健診及び特定保健指導の費用から受診者の自己負担相当額を控除した残りの額という解釈でよろしいか。

（答） 貴見のとおり。

問 17 特定健診の検査項目の一部が実施できない場合であっても、階層化が可能であれば特定保健指導を実施することとされているが、その場合、特定健診の実施に要した経費は補助金の対象になるのか。

（答） 特定健診の実施に要した経費は、生理中の女性が尿検査の実施を断念した場合等を除き、全ての検査項目を実施した場合のみ補助金の対象となる。

問 18 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱において、課税対象者と非課税対象者で補助金の基準単価が異なるが、両者で同額の自己負担額を徴収している場合、どちらの基準単価で補助金の申請をすれば良いのか。

（答） 課税対象者と非課税対象者が判別可能な場合は、それぞれの基準単価に基づき申請を行い、判別が困難な場合は、課税対象者の基準単価で申請を行う。

問 19 特定健診・特定保健指導を実施後に脱退・資格喪失等をした場合、補助金の申請をすることは可能か。

（答） 実施年度の途中に脱退・資格喪失等した者であっても、特定健診・特定保健指導に要した費用は補助金の対象となる。

問 20 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 1 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年厚生労働省告示第 3 号。以下「除外規定」という。）に特定健診を実施した場合、補助金の対象となるのか。

（答） 特定健診の実施前に除外規定に該当することが明らかである者については、補助金の対象外となる。

問 21 当該年度の４月１日に加入者であった者が特定健診受診後に遡って当該年度の４月１日に資格喪失した場合、補助金の対象となるのか。

(答) 遡って資格喪失した場合でも、特定健診実施時において資格が現存している場合は、補助金の対象となる。

なお、特定健診の実績報告の対象には含まれないため、実施率に計上できない。

問 22 実施年度の途中に加入した者に対し特定健診を実施した場合、補助金の対象となるのか。

(答) 補助金の対象となる。ただし、加入前に加入していた保険者において特定健診を受診していた場合は補助金の対象外となる。

なお、特定健診の実施報告の対象には含まれないため、実施率に計上できない。

問 23 特定健康診査・保健指導国庫補助（負担）金交付要綱に定められている「対象経費」とは具体的に何を指すのか。

(答) 対象経費については、以下のとおり。

- ①諸 謝 金：特定健診等の実施を一時的に依頼した者に対する謝礼、礼金
- ②賃 金：特定健診等に従事する常勤又は非常勤職員に対する俸給、非常勤職員手当等
- ③保 険 料：特定健診等に従事する者に係る社会保険料、損害保険料
- ④雑役務費：修繕費、白衣のクリーニング代等
- ⑤共同事務費（負担金）：特定健診等を他の保険者と共同実施した場合の分担金（健康保険組合連合会都道府県連合会の共同事業に参画して実施する特定保健指導の負担金を除く。）

なお、市町村が常勤職員（保健師、管理栄養士等）により特定保健指導を実施した場合、当該職員の人件費（給与、諸手当等）については、対象経費に含むことはできない。

問 24 医療機関で治療中の者について、診療で実施した検査を特定健診の結果とみなす場合、どういった費用が補助金の対象となるのか。

(答) 補助金の対象となるものとならないものの具体的な例については、以下のとおり。

- ①医療機関が保持している検査データに関する費用（情報提供料）：対象外
- ②集合契約の請求業務に係る支払基金の事務代行手数料：対象外
- ③医療機関が保持している検査結果に係る検査費用：対象外
- ④特定健診として不足する項目の追加検査費用：対象
- ⑤対象経費と対象外経費が明確に切り分けられない費用：対象外

問 25 特定保健指導の対象者等を把握するための費用は、補助金の対象となるのか。

(答) ならない。健診結果をもとに階層化判定して対象者の選定を行うための必要な費用は保険者負担となる。

問 26 保険者が事業主から健診データを受け取る際に発生した費用については、補助金の対象になるのか。

(答) ならない。

問 27 国保連合会等に特定健診等に係る費用決済の代行を委託する際の委託料は補助の対象となるのか。

(答) 国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等への費用決済代行業務の委託料は、補助金の対象とならない。

問 28 市町村国保が実施する特定健診において、実施機関から請求を受理するのが、早くても健診受診日から2か月後になるが、歳出年度区分については、保険者（国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。））を経由するものについては国保連）が請求を受理した日の属する年度として処理して良いか。

また、費用決済の事務処理上、翌年度の支出となったものについては、当該年度分の精算時（翌年度）に調整されるのか。

(答) 市町村国保が実施する特定健診に係る費用については、地方自治法施

行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条第 5 項に該当することから、当該費用に係る支出負担行為をした日の属する年度に所属することとなる。このため、当該年度に支出負担行為をしたものについては当該年度の会計で、当該年度の翌年度に支出負担行為をしたものについては当該年度の翌年度の会計で、それぞれ支出することとなる。

また、補助金については、補助金の対象年度と同じ会計年度の支出が補助金の対象となる。

問 29 特定健診等の結果データの管理システムの構築経費や集計ソフト等の導入に要する経費は補助金の対象となるのか。

（答） ならない。

問 30 年度をまたがって特定保健指導を実施した場合でも、補助金の対象になるのか。

（答） 特定保健指導については、基準単価を

- ①初回面接の終了時まで
- ②継続的な支援の終了まで（積極的支援の場合）
- ③実績評価の終了時まで

の段階に区分（支援段階区分）しており、当該年度内に終了した区分までの基準単価に基づき交付の対象としている。

また、翌年度に実施することとなる部分については、当該区分について、翌年度の交付の対象として申請いただくこととなる。